

第 1 回検討会の議論を踏まえた論点整理（案）

論点 1 機械等の回収・改善命令（又は要請）の対象範囲について

【主な意見等】

ア 産業機械については、機械メーカーと機械を使用するエンドユーザーの間に商社が介在し、流通途中で改造される場合や機械ユーザーが改造する場合があるほか、機械等の仕様の決定について、機械メーカーよりも機械ユーザーが主導権を持っている場合がある。また、機械等の法令違反や労働災害があった場合、これが直ちに機械等の製造者や輸入者の責に帰すことが適当でない場合も多い。

行政による機械等の回収・改善命令（又は要請）の対象となるのは、機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）において機械等の完成品を製造又は輸入し、これをそのままユーザーである事業場に数多く譲渡していた場合が考えられる。（実際に、これまで行政が回収・改善命令（又は要請）を行った機械等もこの範疇の機械等である。）

イ 「機械」の範囲をはっきりさせる必要がある。例えば機械の一部であるサーボモーター（動力源）だけでも、ここでいう「機械」に該当するのか。

（参考）「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 132 号解釈例規：平成 24 年 3 月 29 日付基発第 0329 第 8 号通達）

○「機械」の定義は、機械包括安全指針の「機械」の定義によること。

<機械包括安全指針による「機械」の定義>

機械：連結した構成品または部品の組み合わせで、そのうちの少なくとも一つは機械的な作動機構、制御部および動力部を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途に合うように統合されたものをいう。

【報告書の方向性（案）】

産業の場で使用される機械等が原因となり労働災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、行政から機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）に対し、機械等の回収・改善命令（又は要請）を行うときは、機械等の欠陥がその機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）の責に帰すべきものか、十分に調査し判断する必要があると考えられる。

(1) 労働安全衛生規則第25条及び第101条違反の機械等（以下「D-1の機械等」という。）について

①D-1の機械等について、行政指導により回収・改善要請を行った数も多いが、機械等の設計・製造段階に取られるべき基本的な安全対策が施されずに譲渡・提供されている現状についてどう考えるか。（例えば、メーカーに対する規制内容の周知などの措置は必要か。）

②D-1の機械等について、その他の留意事項はないか。

【主な意見等】

- ア 法令をよく了知していない機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）、機械を使用する事業場があるので、労働安全衛生規則第25条などの法令の内容を周知すべきではないか。
- イ 行政からの指導を受ける際に、覆いの範囲について判断が分かれることがあるため、機械等の種類に応じ、JIS規格や業界規格（国際標準化機構（ISO）の機械安全規格のC規格に相当）でより詳細な基準が設定されれば、違反の有無を明確化できるのではないか。

【報告書の方向性（案）】

- 1 産業機械について、依然として安衛則第25条や第101条に求められる基本的な安全措置が講じられていないものもあることから、機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）と使用者に対し、法令の周知を図る必要があると考えられる。（なお、D-1の機械等は、譲渡者に対し安衛則第25条で、また、機械を使用する事業者に対し安衛則第101条で、その防護措置を義務付けている。）
- 2 D-1の機械等について、安全措置の適否についての判断が難しい場合もあり、機械の種類に応じ、詳細な覆いの寸法等のJIS規格や業界規格（国際標準化機構（ISO）の機械安全規格のC規格に相当）があれば参考とすることにより、明確化につながると考えられる。業界の自主的対応、行政との連携が望まれる。

(2) 機械ユーザーである事業者が遵守すべき労働安全衛生規則違反の機械等（以下「D-2の機械等」という。）について

①D-2の機械等について、回収・改善要請の行政指導件数は少数であるが、機械等の欠陥が譲渡者等（製造者又は輸入者）の責に帰すべきものである場合は、回収・改善要請をより積極的に行う必要はないか。

②D-2の機械等の使用段階での安全確保について、今後さらに考慮すべき留意事項はないか。

【主な意見等】

- ア 食品関係は昔は手作業が多かったが、最近は機械化が進みD-2, Eといった機械も増えているため、どこかで災害の歯止めをかける必要があるのではないか。

【報告書の方向性（案）】

- 1 D-2 の機械等については、法令の措置義務者が機械を使用する事業者であるが、機械等の欠陥が譲渡者（製造者又は輸入者）の責に帰すべきものである場合は、譲渡者（製造者又は輸入者）に対し回収・改善要請を行う必要があると考えられる。（主として完成品で流通する機械等に限定されると考えられるが、特段の取り決めがない限り、法令上実施しなければならない安全措置について機械を使用する事業者が実施しなくてもよいように、適法の状態の機械等を譲渡すべきと考えられる。）

（3）規制対象となっていない機械等（以下「Eの機械等」という。）について

- ①Eの機械等について、回収・改善要請の実績はないが、重大な労働災害が発生し、機械等の欠陥が譲渡者等（製造者又は輸入者）の責に帰すべきものである場合、行政指導により回収・改善要請を行うことについてどう考えるか。
- ②Eの機械等について、機械等の欠陥の判定について、どのような方法が考えられるか。（例えば、行政のみで判断するのではなく、機械安全の専門家に意見を聞くなど）

【主な意見等】

- ア 食品関係は、昔は手作業が多かったが、最近は機械化が進みD-2,Eといった機械も増えているため、どこかで災害の歯止めをかける必要があるのではないか。（再掲）

【報告書の方向性（案）】

- 1 Eの機械等について、重大な労働災害が発生し、機械等の欠陥が譲渡者（製造者又は輸入者）の責に帰すべきものである場合は、同種災害を防止するため、行政指導により回収・改善要請を行う必要があると考えられる。この場合、機械の欠陥の認定については、行政のみにより行うのではなく、機械安全の専門家など第三者の意見を聞くことも考えられる。
- 2 規制対象ではないEの機械等について、譲渡者（製造者又は輸入者）に回収・改善を要請する場合は、十分に説明し納得を得る努力をすべきと考えられる。

論点2 回収・改善を促進させるための方策のあり方について

(1) 公表について

- ①回収・改善が進んでいない機械名、譲渡者名（製造者及び輸入者）、回収・改善方法等を公表することについて、どう考えるか。
- ②消費生活者用製品安全法では、重大製品事故について、メーカーから国に報告義務があり、国に公表義務がかけられている。（原則として全て公表）
一方、産業機械は、労働災害や法違反があった場合、それが直ちに機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）の責任とは言い切れない場合があるが、これをどう考えるか。（例えば、流通段階における改造、ユーザーによる改造、ユーザーによるオーダーメイド等）
また、譲渡者（製造者及び輸入者）が、全てのユーザーを把握しており、公表しなくても迅速に回収・改善できる場合もあるが、これをどう考えるか。

【主な意見等】

- ア 公表は、懲罰的なものではなく、労働災害の未然防止という観点で行うべき。
- イ 公表する場合は、機械安全の関係者に認知されたサイトに公表するなど、誰もがわかりやすい形で効果的に行うよう留意すべき。
- ウ 公表については、ともかく危険な機械を公表する、また、法違反はないが好ましい方法を推奨する意味で公表するなどの方法も考えられる。

【報告書の方向性（案）】

- 1 機械等の譲渡者（製造者及び輸入者）に責があるにもかかわらず、回収・改善が進まずその見込みもない場合、例えば譲渡先の機械ユーザーが把握できない場合や譲渡者（製造者及び輸入者）に迅速に回収・改善を行う余力がない場合は、労働災害を防止するために公表が必要と考えられる。
- 2 ただし、産業機械については、論点1で記載したとおり、消費生活用製品とは異なり、機械等の欠陥の原因が、直ちに譲渡者（製造者及び輸入者）の責任とはいえない場合も多いと考えられるため、十分な調査が必要であり、「重大な事故があれば、原則として全て公表」といった公表制度は適当でないと考えられる。
- 3 公表の方法としては、譲渡者（製造者及び輸入者）で効果的に公表できる場合（例えばリコール）は、まず自らが公表することが適切であり、それ以外の場合で譲渡者（製造者及び輸入者）が効果的な公表をすることができない場合は、国が公表することが考えられる。
- 4 国が公表を行う場合、その効果を高める工夫が必要であり、例えば、機械安全について関係者の認知度の高いサイトを開設し、そこで公表することも考えられる。

(2) その他の方策について

- ①流通段階で、譲渡先が不明となる場合、国は譲渡者（流通業者）にも情報提供を要請することについて、どう考えるか。
- ②回収・改善費用の負担は、誰が行うべきか。（ユーザーに費用負担を求める場合、回収・改善が進まない傾向がある。）
- ③国による回収・改善を促進させる方策について、その他留意事項はないか。

【主な意見等】

- ア メーカーとユーザーの間にいる譲渡者（流通業者）にも行政から指導していく必要があるのではないかと。また、機械等の安全化の促進にも、中古機械を含めた譲渡者（流通業者）の安全意識を高めることが効果的である。
- イ 回収・改善の費用について、中小の機械メーカーに負担させると倒産のおそれもあり、難しい面がある。機械等の受益者負担という考え方もあるのではないかと。

【報告書の方向性（案）】

- 1 機械等の流通の過程で、様々な譲渡者（流通業者）を経る場合で、機械等の製造者及び輸入者が、ユーザーを十分把握できない場合は、国は譲渡者（流通業者）に対しても、機械等の譲渡先の情報の提供を要請することが必要と考えられる。また、譲渡者（流通業者）へ指導することにより、中古機械を含めた機械等の譲渡者（流通業者）に機械等の安全意識を高める効果があると考えられる。

論点3 その他（欠陥のある機械等の流通を防止する施策のあり方について）

- ①欠陥のある機械等の流通を減らすために、設計・製造段階のリスクアセスメントについて、現在、行政通達である「機械包括安全指針」でその普及に努めているが、この一層の推進が必要ではないか。
- ②その他、設計・製造段階のリスクアセスメントを促進するための方策は考えられないか。（例えば、関連 JIS 規格等の推奨など）
- ③その他、留意事項はないか。

【主な意見等】

- ア 機械のリスクアセスメントについて言葉は知っていても、その手法を知らない場合があるため、何もしない場合、将来、罰則がかかるかも知れないなどの勢いで進めないと普及しないのではないかと。
- イ アジアの諸外国との競争もあり、法令を熟知していないところが生産設備を買うときは、安全が端折られてしまう傾向がある。
- ウ 機械安全を進めるため、機械安全に係る日本工業規格（JIS 規格）や業界団体規格（国際規格（ISO 規格）の機械安全に係る C 規格に相当）を厚生労働省がオーソライズし、

その普及を図ることも効果があるのではないか。

エ 機械ユーザーが気のついた機械の危険情報を機械メーカーにフィードバックすることにより、欠陥のある機械をなくすことに効果があると考えられるので、この取り組みを促進する必要があるのではないか。

オ 中小の機械メーカーや機械ユーザーでは、機械安全の人材育成が必要である。また、中小メーカーなどが機械安全について、相談できる場所も必要ではないか。中小の機械ユーザーも、安全管理は作業者の力量によらざるを得ないという現状もある。

カ 欠陥のある機械等の流通を防止するという観点からは距離があるが、大手の機械ユーザーでは、自社の生産技術部門が、設備安全の仕様を決定し、製造部門に引き渡すため、生産技術部門のレベルアップが必要である。

【報告書の方向性（案）】

- 1 機械の一層の安全化を進めるために、現在行政通達である「機械包括安全指針」について、法令に位置づける等も含め、実施促進の方策を、有識者、関係業界の協力を得て、検討する必要があると考えられる。
- 2 1と併せて、機械安全に係る日本工業規格（JIS規格）や業界団体規格（国際規格（ISO規格）の機械安全に係るC規格に相当）について、その普及を促進させることについても、検討していく必要があると考えられる。
- 3 機械ユーザーが気のついた機械の危険情報を機械メーカーにフィードバックすることにより、欠陥のある機械をなくすことに効果があると考えられるので、この取組みを一層促進する必要があると考えられる。
- 4 機械等の安全化を進展させる基盤として、中小の機械メーカーや機械ユーザーにおける機械安全に係る人材育成のため、教育や研修を促進する必要があると考えられる。また、中小の機械メーカーや機械ユーザーに対し、機械安全に関する情報提供や、個別相談が行える方策を検討する必要があると考えられる。

以上